

半田市財産処分審議会設置要綱

(設置)

第1条 本市の普通財産の適正な処分の実施について審議するため、半田市財産処分審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、普通財産の処分に関し必要な調査及び審議を行い、その経過及び結果を市長に答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる委員で組織し、市長が任命する。

(1) 知識経験者等 4名（半田市固定資産評価審査委員会委員1名、半田市区長連絡協議会役員1名、半田市農業委員会委員1名、クラブレディース半田役員1名）

(2) 市職員 2名（副市長、建設部長）

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、役職により選任された委員の任期は、その役職の在任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長に共に事故があったとき、若しくはこれらの者が共に欠けたときの会議、又は委員の任期満了による任命の後、最初に行われる会議は市長が招集する。

2 審議会の会議は、第3条各号で規定する委員の各半数以上の出席をもって成立する。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務部財政課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定め、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成15年8月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。